特定最低賃金（４業種）の改正決定の必要性の有無に係る答申文写

㊨

令和３年８月５日

北海道労働局長
上田　国士　　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　　亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和３年７月１９日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

㊨

令和３年８月５日

北海道労働局長
上田　国士　　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　　亀野 淳

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和３年７月１９日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

㊞

令和３年８月５日

北海道労働局長
上田　国士　　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　　亀野 淳

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和３年７月１９日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

㊨

令和３年８月５日

北海道労働局長
上田　国士　　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　　亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和３年７月１９日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。